

## 苫小牧市技能功労者表彰実施要領

### 1 趣 旨

苫小牧市技能功労者表彰要綱に基づく表彰については、この要領に定めるところによる。

### 2 対象職種

表彰の対象とする職種は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練及び技能検定の職種に関連するもので、その職種は別表のとおりとし、その他市長が適当と認めた職種とする。

### 3 表彰の対象者

表彰の対象となる者は、表彰年の1月1日（以下「基準日」という。）現在において、5年以上市内の事業所に就業している技能者で次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 基準日現在において、年齢40歳以上の者
- (2) 基準日現在において、同一職種に関し20年以上の技能経験を有する者
- (3) 国家検定による資格又は職業能力開発促進法に基づく技能資格等を有する者

※施工管理技士・建築士など技術に関する資格は「技能資格等」に含みません。

- (4) 技能が極めてすぐれており、業界の技能水準の向上に貢献した者
- (5) 職業を通じて後進技能者の指導を行い、又は技能者の育成に寄与した者
- (6) 勤務実績、日常行為において、他の技能者の模範と認められる者

### 4 表彰対象としない者

次に掲げる各号の一に該当する場合は、表彰の対象としない。

- (1) 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人
- (2) 刑事事件で起訴され、当該刑事事件が裁判所に係属している者
- (3) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から3年以内、又は、その執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から当該刑期（5年未満の場合にあっては5年とする。）の3倍に相当する期間、又は、その執行を受けることがなくなった日から当該刑期の1.5倍に相当する期間を経過しない者
- (5) 推薦後においても道路交通法違反等で既に調べを受け、罰金を科せられる見込みの者
- (6) 同一業績により、すでに上位の表彰（大臣表彰、知事表彰等）を授与された者

### 5 推薦の方法

推薦は、業種又は職域別団体、商工団体、経営者団体等、民間団体（以下「推薦団体」という。）が行い、真に表彰されることがふさわしい者を原則1名選考し、市長に推薦するものとする。

## 6 提出書類

推薦団体が市長に推薦する場合は、次の書類を提出するものとする。

- |     |           |     |                                           |
|-----|-----------|-----|-------------------------------------------|
| (1) | 推 薦 書     | 1 部 | (別紙 1 号様式)                                |
| (2) | 推 薦 調 書   | 1 部 | (別紙 2 号様式)                                |
| (3) | 履 歴 書     | 1 部 | (別紙 3 号様式)                                |
| (4) | 住 民 票 抄 本 | 1 部 |                                           |
| (5) | 身 分 証 明 書 | 1 部 |                                           |
| (6) | 写 真       | 1 葉 | (書類提出前 6 カ月以内に撮影した、正面・脱帽・上半身像で名刺判(縦)とする。) |

## 7 提出期日

推薦団体は、8 月 3 1 日までに関係書類を市長に提出すること。

## 8 被表彰者の決定

- (1) 市長は、選考にあたって必要がある場合は、技能に関して識見を有する者の意見を聞いて決定する。
- (2) 被表彰者の数は 1 0 人以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

## 9 表彰の方法

表彰は、市長が表彰を受ける者に対して、表彰状、苫小牧市技能功労章を授与して行うものとする。

## 10 表彰の時期

表彰の時期は、毎年職業能力開発促進月間(1 1 月 1 日～1 1 月 3 0 日)に行うものとする。

## 11 所管部課

この要領による事務は、産業経済部企業政策室工業雇用政策課が行う。